堀田 晶子

1. 授業の概要(ねらい)

刑事訴訟法は、刑法を実現するための手続を定めた法律です。とはいえ、刑事訴訟法は刑法の助法にすぎないわけではありません。刑法と刑事訴訟法は、いわば車の両輪のようなもので、どちらが欠けても刑事裁判は成り立たないのです。刑 事裁判は、犯罪が行われたか否か(有罪か無罪か)を確定し、有罪の場合は、それに対する刑罰をどうすべきかを判断する 手続です。事件が発生すると捜査が始まり、場合によっては起訴されて裁判にかけられます。こうした一連の刑事手続に 関する法律が、刑事訴訟法です。秋期の授業では、公訴の提起、公判、証拠法を取り上げます。

2. 授業の到達目標

- ①刑事訴訟法に関する専門的な知識を身につけ、刑事手続の流れや仕組みを理解する。
- ②刑事訴訟法の各論点について、判例の立場や学説の対立を踏まえながら、自分の言葉で説明できる。

3. 成績評価の方法および基準

基本的に試験によって評価しますが、感想文やレポート等の課題を出すこともあります。評価配分の目安は、試験90%、授 業への貢献度10%です。授業への貢献度は、課題の提出や授業態度等によって総合的に判断します。

4. 教科書·参考文献

教科書

三井誠·酒巻匡 『入門刑事手続法』[第8版](2020) 有斐閣

参考文献

井上正仁·大澤裕·川出敏裕編 『刑事訴訟法判例百選』[第10版](2017) 有斐閣

5. 準備学修の内容

特に復習に力を入れてください。毎回の授業で扱ったテーマについて、レジュメやノートを読み返しながら、復習しましょう。 勉強すればするほど疑問がわいてきます。疑問点が出てきたら、テキストを繰り返し読みながら、まずは自分で考えてみま しょう。図書館を大いに活用し、時には友人と議論してみてください。それでもわからない場合は、教員に質問してください。

6. その他履修上の注意事項

- ①刑法総論・刑法各論をすでに履修済み、あるいは並行して履修することが望ましいです。また、犯罪学・刑事政策、少年
- 法・被害者学も並行して履修すると、刑事法全体に関する理解が深まります。 ②授業をよく聞いて、その都度レジュメに書き込むか、ノートを取るようにしてください。自分で書いて、理解することが大切です。授業の内容が聞き取れなかった場合は、あやふやのままにせず、すぐに教員に確認してください。

7. 授業内容

オリエンテーション -刑事手続の概観・春期の復習-【第1回】

【第2回】 被疑者の取調べ/協議・合意制度

【第3回】 被疑者の防御権その1

【第4回】 被疑者の防御権その2

【第5回】 前半のまとめ

【第6回】 公訴提起における基本原則 不起訴処分に対する救済制度 【第7回】

【第8回】 公判のための準備活動

【第9回】 公判期日における手続

証拠法概説 【第10回】

【第11回】 証拠能力と証明力

【第12回】 自自法則

【第13回】 伝聞法則の意義

【第14回】 伝聞法則の例外

【第15回】 秋期のまとめと試験(予定)